

令和6年度 消費税法能力検定試験 過去問題集

「消費税法能力検定試験2級 過去問題集」に下記の誤りがありました。

訂正しておわび申し上げます。

令和7年1月9日現在

頁	正誤	内容
136	誤	第113回 消費税法能力検定試験・解説 第2問 取引区分問題 ④ 法人が行う海外のホテル宿泊料や旅行案内に係る役務提供の対価を受ける行為は輸出免税取引である。(消法7①一, 消法8①)
	正	第113回 消費税法能力検定試験・解説 第2問 取引区分問題 ④ 法人が行う海外のホテル宿泊料や旅行案内に係る役務提供の対価を受ける行為は <b>国外取引に該当し、課税対象外の取引である。(消法4①、消法4③二)</b>
128	誤	第113回 消費税法能力検定試験 解答 第2問 課税対象外取引 ① 輸出免税取引 ④ ⑧
	正	第113回 消費税法能力検定試験 解答 第2問 課税対象外取引 ① <b>④</b> 輸出免税取引 ⑧
112	誤	第110回 消費税法能力検定試験 解説 第1問 分割承継法人とは、分割より～
	正	第110回 消費税法能力検定試験 解説 第1問 分割承継法人とは、分割 <b>に</b> より～
104	誤	第108回 消費税法能力検定試験 解説 第4問 11. 負担付き贈与の取扱い(消令45②ニ) 負担付き贈与による資産の譲渡の対価の額は、負担付き贈与に係る負担の価額に相当する金額をその対価の額とする。

	正	<p>第108回 消費税法能力検定試験 解説</p> <p>第4問</p> <p>11. 代物弁済に係る対価の額(消令45②一)</p> <p>時価と債務額の差額について金銭の授受がない場合、代物弁済に係る対価の額は消滅する債務の額となる。</p> <p>(参考)</p> <p>次により求めた金額を課税標準に算入すべき対価の額とする。</p> <p>「消滅する債務の額」+「支払を受ける金額」</p>
--	---	---